



鳥取県公報

平成15年 3月24日(月)
第 7 4 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良事業の同意 (177) (耕地課)	1
	土地改良事業計画の変更の同意 (2件) (178・179) (＃)	1
	県道の区域の変更 (180) (道路課)	2
	県道の供用の開始 (181) (＃)	2
監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (4)	2

告 示

鳥取県告示第177号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業 (中山間総合整備事業三朝地区区画整理、客土、暗きょ排水及び農道整備) について、平成15年3月14日に同意したので、同法第96条の2 第7項の規定により告示する。

平成15年 3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第178号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3 第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業 (基盤整備促進事業山川木地区区画整理) に係る土地改良事業計画の変更を平成15年3月14日に同意したので、同法第96条の3 第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成15年 3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第179号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3 第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業 (基盤整備促進事業平田ヶ平地区区画整理) に係る土地改良事業計画の変更を平成15年3月14日に同意したので、同法第96条の3 第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成15年 3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年 3月24日から 2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美八東線	岩美郡岩美町大字河崎字上屋敷203 - 3地先から同大字 字向畑177 - 4地先まで	変更前	13.0 ~ 19.0	142.0
		変更後	17.0 ~ 35.0	144.0
院内馬場線	岩美郡岩美町大字馬場字大石口511地先から同大字字中 河原521地先まで	変更前	4.0 ~ 24.0	110.0
		変更後	10.0 ~ 40.0	122.0
国安桂木線	鳥取市商栄町35 - 1地先から同市商栄町47地先まで	変更前	5.0 ~ 9.0	58.0
		変更後	7.0 ~ 33.0	106.0

鳥取県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の併用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年 3月24日から 2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
岩美八東線	岩美郡岩美町大字河崎字上屋敷203 - 3地先から同大字字向畑177 - 4地 先まで	平成15年 3月24日
院内馬場線	岩美郡岩美町大字馬場字大石口511地先から同大字字中河原521地先まで	〃
国安桂木線	鳥取市商栄町35 - 1地先から同市商栄町47地先まで	〃

監 査 委 員 会 告 示**鳥取県監査委員会公告第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成13年度に係る監査結

果（平成14年鳥取県監査委員公告第5号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成15年3月24日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦

鳥取県監査委員 井 上 耐 子

鳥取県監査委員 中 尾 享

鳥取県監査委員 湯 原 俊 二

1 東部健康福祉センター

(1) 監査結果

結核予防のための精密検診に係る保健所使用料について、調定漏れにより徴収されていないものがあった。

(2) 講じた措置

調定漏れにより徴収されていなかった結核予防のための精密検診に係る保健所使用料は、平成14年度に全額徴収した。

再発を防止するため当該使用料に係る納入通知書を、検診結果通知書に同封して送付するとともに、東部健康福祉センター保健環境部保健予防課及び同センター総務企画室が決裁の過程において検診結果通知から収入事務（収入伺い、収入調定及び納入通知書の作成）までについて相互に照合することとした。

東部健康福祉センター総務企画室長が四半期ごとに収入の原因となる検診の関係書類と収入調定とを照合することとした。

2 環境管理推進課

(1) 監査結果

委員会等の開催に要する経費の支出事務において、欠席者の経費の精算処理が行われていない等不適正なものがあった。

(2) 講じた措置

返納していない報償費及び特別旅費並びに所在が不明である支出仕訳書については、引き続き当時の担当者を確認し、事実関係の究明に努める。

再発を防止するため関係書類の確認体制を強化することとした。

なお、時間外勤務手当及び旅費の支給について不適正な事務処理を行った関係職員に対し、平成14年12月20日付けで懲戒処分を行った。

3 鳥取港湾事務所

(1) 監査結果

最低制限価格を設定すべきでない委託業務の入札において、最低制限価格を設けたため、本来落札とすべき金額で入札した業者を失格とし、高い金額で入札した業者と契約しているものがあった。

(2) 講じた措置

平成13年度の中途から、入札を行う上で最低制限価格を設定しないよう改めた。

なお、今後入札制度のあり方を十分理解し、鳥取港湾事務所における会計事務についての審査体制を強化するため、県土整備部空港港湾課及び出納局と連携して、会計事務に係る研修を実施することとした。

